

平成 27 年第 10 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 27 年 11 月 27 日)

召集年月日 平成27年11月27日(金)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成27年11月27日 午後2時00分

閉会 平成27年11月27日 午後2時57分

出席委員(19名)

1番	山本 修	2番	山本 治	3番	小原好一
4番	西 忠彦(会長)	5番	中川啓二	6番	福井明美
7番	寺本清二	8番	中嶋義男	9番	森口精治
10番	渡辺俊策	11番	東 茂正	12番	木村正行
14番	石橋高志	16番	細川正博	17番	小間美也子
18番	福尾達雄	19番	藤原義隆		
21番	田中 廣(職務代理)	22番	大下利男		

欠席委員(3名)

13番	山下大三郎	15番	栗谷善一	20番	小畑信幸
-----	-------	-----	------	-----	------

出席事務局

事務局長	反田志郎	次長	島田文紀	書記	竹浦千鶴
------	------	----	------	----	------

提出議案

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転
許可申請審議について

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転
許可申請審議について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転
許可申請審議について

議案第30号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転
許可申請審議について

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転
許可申請審議について

議案第32号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申
請審議について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農地利用集積計画審議について

報告第16号 農地変換届

報告第17号 農地変換届

報告第18号 農地変換届

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成27年第10回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、13番山下委員、15番栗谷委員、20番小畑委員の3名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、7議案と報告3件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成27年第10回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

10月から研修視察、嶺南の研修会、農地パトロール、県の大会と出席ご苦労さまでした。

それでは、本日上程の7議案と報告事項3件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長

ただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、22名のうち19名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、19番 藤原委員さんと21番 田中委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長

日程2 議案第27号 農地法第3条第1項の規定によ

る農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第27号は〇〇市の〇〇〇氏の田を〇〇の〇〇〇〇氏が自己の田と一体として利用するためのものです。詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案につきましては、20日の午前、山本委員と事務局同行のもと、現地を確認してまいりました。
申請地は土地改良による交換地で、現状は隣地の〇〇氏の田と一体になっておりますが、登記の名義が変わっていないことでの申請でありまして、問題ないものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 耕地整理とは、この人は〇〇にいるんでしょう。

書記 現在は〇〇市に住んでいますが、以前は〇〇におられました。

次長 土地改良をした際の交換地でございます。

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第27号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議 長 日程3 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第28号は〇〇市の〇〇〇〇氏の畑を〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が自己の畑とするためのものであります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

山本委員 はい、議長

山本委員 本案も20日の午前に現地を確認してまいりました。
譲受人〇〇氏が住宅敷地を〇〇氏より購入する際の条件として、申請地も合わせて購入することになっており、そのための申請とのこと。申請地の畑は手入れがされておりますので問題ないものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第28号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 4]

議長 日程4 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第29号は〇〇の〇〇〇〇〇氏の田を息子の〇〇〇〇氏の名義とするためのものです。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
申請書の現況地目は原野となっておりますが、現状は畑としての利用がなされております。また、両申請人は親子であり、家族経営として農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案も20日の午前に現地を確認してまいりました。
事務局が説明しましたとおり、現地の田は埋められて
おりますが、水仙の花などが植えられておりましたので
農地として問題ないものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報
告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 経営移譲なら全筆でないのか。一筆だけか。

書記 一筆だけの申請でございます。

渡辺委員 他の名義は。

書記 お父さんの名義のままです。

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はござ
いせんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第29号
農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可
申請審議については、原案どおり許可するものと決定し
ます。

[日程 5]

議長 日程5 議案第30号 農地法第3条第1項の規定に
よる農地の所有権移転許可申請審議について を議題とし
ます。

それでは、議案の内容について事務局から説明致しま
す。

局長 はい、議長

議案第30号は〇〇〇の〇〇〇氏が、元は同じ〇〇
〇の〇〇〇氏の田を購入し、経営を拡大するものであ
ります。

詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長

(議案朗読)

申請書は耕作放棄地となっておりますが、譲受人により解消されますので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

山本委員 はい、議長

山本委員 本案も20日の午前に現地を確認してまいりました。
私の集落の案件でございますが、申請地は集落の入り口にございますので、耕作放棄地が解消されることは大変ありがたいことでございます。

譲受人はしっかりと農業に取り組んでおりますので、問題ないものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第30号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 6]

議 長 日程6 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とし

ます。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第31号は〇〇の〇〇〇〇〇氏の畑を同じく〇〇の〇〇〇〇氏が家庭菜園の農地として購入するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案も20日の午前に現地を確認してまいりました。
申請地は〇〇氏の住宅に隣接した畑と隣接しておりますので、手入れもされ、問題ないものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第31号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定し

ます。

[日程 7]

議長 日程7 議案第32号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長

議案第32号は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が、農舎の増築に合わせ登記地目を宅地とするための転用申請でございます。

詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

この申請の許可基準は、申請地は、第2種農地(その他の農地)の要件である中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

山本委員 はい、議長

山本委員 本案の現地も20日の午前中に確認してまいりました。

申請地に建っている農舎は、県が示す転用許可の不要の面積であると事務局よりきいておりまして、転用は問題ないと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第 3 2 号農地
法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用許可申請審議につ
いては、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定
します。

[日程 8]

議 長 日程 8 議案第 3 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1
8 条第 1 項の規定による農地利用集積計画審議について
を議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求
められたものでありますが、おおい町農業委員会会議規
則第 1 0 条 議事参与の制限 の規定により、〇〇委員
には一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

それでは、議案について事務局に説明させます。

局 長 議案第 3 3 号は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条に
基づく利用権を設定するものでありまして、詳細につい
ては、書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
今回の設定は、〇〇〇の〇〇〇〇氏の田 5 筆を同じく
〇〇〇の〇〇〇〇氏が平成 2 8 年 1 月 1 日から平成 3 7
年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間の使用貸借権により借り
受ける計画と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇の〇〇
のバックヤードとして〇〇市の〇〇〇〇〇〇氏の〇〇の田
1 筆を、先にお配りの資料では同じく平成 2 8 年 1 月 1
日から 1 0 年間の期間貸借権により借り受ける計画でお
知らせしておりますが、昨日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より、
始期を平成 2 7 年 1 2 月 1 日からの 1 0 年 1 か月と
したいとの申し出がありましたので、資料の修正をお願い
いたします。

〇〇〇は新規の設定ですが、〇〇は以前は近所の方による
利用権設定がされておりましたので、再設定の扱い

となります。

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

山本委員 　　はい、議長

山本委員 　　本案の現地も20日の午前中に確認してまいりました。
○○○の田は今年には貸人が自分で作っておられますが、来年から隣地の○○氏に頼まれたとのことで、どれも手入れのされたきれいな田でありました。
○○は所有者は○○におられますが、荒らすわけにはいかないと、自己保全として草刈りはされてあります。
申請地は5反もあります。海水が染み込み水稲は難しいと思われまし、日当たりが良いので○○○○○○の果樹を育てるには適していると思われまし。

議長 　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 　　○○は再設定ではなく新設定ではないのか。

書記 　　人の貸し借りではなく、土地の貸し借りで判断しますので、再設定となります。

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議がないようでございますので、議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

これにて、議案第33号の審議が終了しましたので、〇〇委員の入室の準備をお願いします。

(〇〇委員入室)

[日程 9]

議長　　日程9 報告第16号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長　　報告第16号は〇〇〇〇〇の田1筆を畑にする変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書記　　(議案朗読)

議長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員　　はい、議長

木村委員　　本案の現地も20日の午前中に確認してまいりました。申請地は道路より1段下がった段々になった田で、作付けが難しいとのことで、荒れておりましたが、畑への埋め立ての準備がされておりました。

所有者家族は認定農業者の手伝いにも行っておられまして、変換後の畑の作付けも期待されます。

議長　　ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

[日程 10]

議長　　日程10 報告第17号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第17号は先ほどの議案第33号で審議いただきました〇〇の利用権設定地を畑として利用する変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

議長 この案件につきましては、先ほどの議案33号にて農地委員さんに現地確認の報告をいただいております。
何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

[日程 11]

議長 日程11 報告第18号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第18号は〇〇〇〇〇の田9筆を畑にする変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案の現地も20日の午前中に確認してまいりました。
集落側の田2枚は稲作の跡がありまして、畑となるのは残念であります。奥の田は水利が悪いとのことで、獣に荒らされておりました。
〇〇集落の金あみ柵も全て完成したと聞いておりますし、獣害に負けずビワの作付けをしていただきたいです。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 ・パトロール結果
 ・視察研修精算報告
 ・次回第11回農業委員会開催案内

議 長 それではこれで、平成27年第10回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。